## 総務まちづくり常任委員会議事録

(令和3年12月2日)

## 総務まちづくり常任委員会議事録

1 日 時 令和3年12月2日(木) 午前 9時30分 開会

2 場 所 太子町議会全員協議会室

3 出席委員 委員長 山田 強 副委員長 建石 良明

委員 斧田 秀明 西田いく子

藤井千代美 辻本 博之

村井 浩二 中村 直幸

森田 忠彦

議 長 辻本 馨

4 欠席委員

5 説明員 町 長 田中 祐二 教育次長 池田貴則

副 町 長 藤原 幹 秘書政策課長 東條 信也

政策総務部長 小角 孝彦 総務財政課長 辻本 知也

まちづくり推進部長 村上 正規 住民人権課長 高上 秀明

健康福祉部長 子安 逸二 環境農林課長 木下 明紀

6 議会事務局 事務局長 上田周治 書 記 植木友也

7 傍 聴 者 ————

8 会議に付した事件

- (1) 議案第35号 太子町印鑑条例中改正の件
- (2) 議案第36号 太子町立万葉ホール条例中改正の件
- (3) 議案第37号 職員の服務の宣誓に関する条例中改正の件
- (4) 議案第38号 太子町固定資産評価審査委員会条例中改正の件
- (5) 議案第41号 太子町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例中改正の件

## 午前 9時30分 開 会

○山田委員長 皆さん、おはようございます。

総務まちづくり常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

総務まちづくり常任委員会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、条例案といたしまして、太子町印鑑条例中改正の件ほか4件の議案でございます。何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○山田委員長 本日は全員出席していただいておりますので、会議は成立いたしました。 これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

本日、本委員会に付託されました案件は、条例案件5件でございます。よろしくご審 議のほど、お願い申し上げます。

まず、議案第35号、太子町印鑑条例中改正の件、これを議題といたします。 本件について説明を求めます。

○高上住民人権課長 それでは、私のほうより太子町印鑑条例中改正の件についてご説明 を申し上げます。

議案書のほうをご覧ください。

まず、この条例の改正の趣旨及び改正の内容でございますが、国等におきまして、性の多様性への理解促進と配慮の観点から、現在、不要な性別欄の見直しが進められていることに伴い、本町の印鑑条例におきましても、印鑑登録証明書に記載する項目から性別を削除するため、提案させていただくこととしたものでございます。

具体的な内容なんですが、新旧対照表のほうでご説明をさせていただきます。

議案書の3枚目になるかと思いますけれども、こちらは第12条でございます。印鑑 登録証明書の事例でございまして、こちらの第2項におきまして、第6条の印鑑登録の 項目を引用する形で記載内容を定めております。この項目から性別を定めている第5号 を削除するものでございます。

なお、本町の住民情報システムの仕様により、印鑑登録及びその副本から性別を削除 できないことから、第6条につきましては、現行のままの記載とさせていただいていま す。

恐れ入ります。1枚戻っていただきまして、改正条例の案文でございますが、附則のほうで、施行日でございます。令和4年1月1日の施行期日といたしております。こちらにつきましては、年末年始の間にシステム上の仕様の変更を行うことから1月1日とさせていただいたものでございます。

私のほうの説明は以上でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○山田委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

- ○村井委員 たまたま昨日、私は印鑑登録をしに行ったんですけど、確かにそのときに性別は現行はありました。これは国からのいうことなんですけど、印鑑登録以外に、まだそういうふうに性別、これは必要なのか、不必要なのかというところのことは今はまだほかに調査とかをやっておられるのかと、もう一つ、あるのだったら国の指示なのか何かが来てから順番にやっていこうと考えてはるのか、その辺をちょっと教えてもらえますか。
- ○高上住民人権課長 ご質問の件ですが、まず他のものについての性別欄についてですが、 こちらについては、太子町の場合ですと、昨年の男女共同参画推進懇話会におきまして、 一定基本方針として、統計上必要なものとか、法令上載せなければいけないものを除い ては申請書等の性別欄については見直しをしていこうということで話がされておりまし て、まだちょっと今年度については各課への調査を行っていないんですけれども、定期 的にその進捗状況については把握をしていく予定でございます。

住民人権課の所管のところでいきますと、印鑑登録以外の各証明書、住民票であったり戸籍謄本であったりというのは性別の記載が法定されておりますので、ここらについては触っていく予定は現在のところはございません。

印鑑条例につきましては、国のほうから特段削除しなさいという指針が出ているわけではないんですけれども、削除することは差し支えないというような形で通達は出され

ておりまして、対応可能な市町村から順次されているところでございます。先般8月に 泉大津市がたまたま同様の調査をされておりましたので、その時点では大阪府内43の 市町村のうち20市町村が既に性別欄を削除している状態でございました。

以上でよろしいでしょうか。

- ○山田委員長 ほかにございませんか。
- ○西田委員 大阪府も先にやっているのがちょっとあって、行政文書における性別記載欄の点検、見直し結果についてということで、住民人権課だけではなくて全庁にわたることなので調べていらっしゃるとは思うんですけれども、文書を書くときにそれは1つあると思うんですが、それだけではなくて、人権問題として、今男女共同参画とおっしゃいましたが、書類だけではなくて、気持ち、精神を広げていこうということでこちらの課が担当になると思うんですけれども、何か違った形の方策というのは、性的マイノリティの人権問題を広げる何か考えがありますでしょうか。
- ○高上住民人権課長 現在のところ、具体的にそういう施策というのを個別具体的に行っているわけではございませんが、全般としては男女共同参画という中で、多様な性への理解促進、あるいはそこへの配慮というところでは取り組んでいるところでございます。また、大阪府のほうでは、パートナーシップ宣言証明制度というのがございまして、もし例えば病院に入院するときであるとか、本町の場合は公営住宅がございませんが、府営住宅などに入られる場合にそういうパートナーシップであること証明が必要な場合は、そういう制度があることをご案内させてもらって適切に対応できるようさせてもらっているところでございます。

以上でございます。

○山田委員長 ほかに。

以上です。

○斧田委員 今までの説明もあったんですけれども、これは1つの課だけではなくて行政 全般的な流れの中で今まで当然のように性別とかいろんな申請の中には入っていたかと 思うんですけど、町全体としてこれからいろいろな部門で本当に不必要なものについて は削除していくというふうな取組でこれからもやっていただきたいと思います。

○山田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第35号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第35号、太子町印鑑条例中改正の 件は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第36号、太子町立万葉ホール条例中改正の件、これを議題といたします。 本件について説明を求めます。

○辻本総務財政課長 議案第36号、太子町立万葉ホール条例中改正の件につきましてご 説明申し上げます。

今回の条例改正は、全庁的に年度当初より見直しを検討してまいりました使用料、手数料の改正に係るもので、総務財政課所管の施設、万葉ホールに関し、一部使用料を見直すものでございます。

資料6枚目、新旧対照表のほうをご覧ください。

頁の下に真ん中に1/4と書いてある頁ですけれども、第2条第1項及び第2項にあります別表をそれぞれ、別表第1及び別表第2に改めるもので、内容につきましては、 頁をお戻りいただき、議案書の3頁目をお願いいたします。

別表第1、施設の使用料につきましては、まず表内の使用時間帯をご覧ください。左より、午前から前日までの時間帯中、午前と夜間につきまして、それぞれ1時間の拡大を、つまり午前は正午までであったものを、午後1時まで、夜間は午後6時からであったものを午後5時からに見直しております。

次に、備考の⑥を追加しております。内容は、町外居住者がホールを使用する場合は、 上記表内に記載された 2 倍の使用料を徴収するとしております。

なお、本表内の使用料につきましては、今回変更はございません。

続きまして、次の頁をお願いいたします。

別表第2、付属設備その他器具、備品使用料につきましては、品名ごとに煩雑に設定していた使用料について、①舞台設備から⑤その他までの5個分に簡素化し、区分内一

式とするなど、使用者にとっても分かりやすい設定に見直しました。

なお、この条例の施行期日につきましては、令和4年4月1日としています。

以上、議案第36号の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご議 決賜りますようお願い申し上げます。

○山田委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

- ○建石委員 使用時間の区分なんですけれども、旧では1時間が、例えば午前と午後、午前は9時から正午までと、午後は午後1時から5時までの間の中の1時間は空白を設けていたわけです。今度それがなくなるということは、使用者に対してこれは時間を徹底してもらわないと駄目だと思うんです。そうでないとやっぱり何らかのホールを使用するに当たって準備段階があるので、その辺のところを十分に理解してもらわないと駄目だと思うんですが、その辺のところはどうですか。
- ○辻本総務財政課長 時間が1時間拡大した結果、ちょっと余裕を持っておった部分がなくなることになりますので、その辺は使用者に対して重々周知のほうを行ってまいりたいと思います。

今回の見直しにつきましても、ホームページ等で十分な周知期間を取りまして、4月 1日施行ということで考えておりますので、周知のほうに徹底してまいりたいと思います。

- ○建石委員 その辺に関してはやっぱりきっちりしてもらわないと、往々にして後ろの人が、前が時間が押した場合に文句が出る可能性が大なので、十分配慮してもらいたいと思います。よろしくお願いします。
- ○山田委員長 ほかにございませんか。
- ○村井委員 1つすごく基本的な、今回改正されたところとあまり関係ないかと思うんで すけど、そもそも料金の区分のところのホールの平日と土日休日というところの、なぜ 土日休日と平日を分けられているのか、その辺の考え方を教えてもらえますか。
- ○辻本総務財政課長 平日料金と休日料金ということで使用料のほうを分けておる理由で ございますが、そもそも施設に限らずですが、一般的にこういった料金区分設定をされ ておるところというのは多々ございまして、要するに需要と供給のバランスでそうなっ ておるというふうに私のほうは理解しております。土日のほうは比較的一般の方でした

ら当然休みなので、それなりに需要があるというところで若干高めの設定というところ で、現在の料金体系になっておると理解しております。

- ○村井委員 それでは、全庁を挙げて、ほかに土日で料金を上げている、もしくは一律で 全部一律の使用料になっているというところのこともこれから精査することは考えては るんですか。
- ○辻本総務財政課長 特に施設とかで使用料を設定されているところにつきましては、そこの料金体系というのは基本的にはそこの施設管理者のほうが判断されることかと思いますが、その施設の性格によりまして、今、先ほど私が申し上げたように、平日と土日の需要の関係が必ずしも万葉ホールとその他の施設が一緒でないという場合もございますので、そこは適宜施設管理者のほうで判断していただければと思います。以上です。
- ○山田委員長 ほかにございませんか。
- ○西田委員 料金が高いか低いかというのもちょっともう一度考えてみないといけないと 思うんですけれども、万葉ホールは大体稼働率はどれぐらいなんですか。それは決算の 金額で出てくるのかなと思いながら、それからまた今区分でいけばどの区分が利用する 方が多いのかということと、今回負担が増えるといいましょうか、上がるのは町外の人 ということですが、町外の人が利用することはあるんでしょうか。それは多いのかな、 少ないのかなと思うので、その中で太子町はこの値段でこれでやれるからということで、 毎年利用している業者とかはいないのでしょうか。業者さんでよその人だったら周知し ますというても、予約するときにしかちょっと分からないと思うんですけれども、毎年 利用してくれているところやったら一言伝えるのでしょうかとか、町外の人に対する広 報はどうなるのか教えてください。
- ○辻本総務財政課長 幾つかご質問をいただきましたけれども、稼働率のほうなんですが、 ちょっとぱちっとした率のほうは手元にございませんが、使用の実態としまして、行政 側で使用しておるケースが 7、8割といったような数字であったかと思います。一般の 使用料の対象になる一般の使用のほうが現在少ない状態でして、3か年平均で、収入額 ベースですけれども、約15万円ほどというような使用料収入の決算額になっておりま す。

こちらのほうは、ちょっとご質問から外れるかもわかりませんけれども、一般の方の 使用の予約が取りにくいというようなお声もいただいておりますので、そちらにつきま しては、一般使用優先枠というような、平日になりますけれども、予約を一般の方を優先して取っていただきやすいようなところを設けまして、料金収入増収に少しでもつなげていければというふうに考えております。

町外の方の使用状況なんですけれども、現在のところほとんどございません。ほぼ町内の方の使用ということでございますが、過去には業者であったりとか、開発されたときに地元説明会とかをされるとかいうケースもございましたけれども、そういったことで臨時的にたまに使用のほうの申込みがございます。そういったときにも、当然今回の見直しにより使用料のほうが2倍になるわけでございますので、そこは申込みがあった時点で再度申込者のほうにご説明してまいりたいと考えております。

以上です。

- ○西田委員 全庁的に使用料、手数料を見直したという中の1つで、ほかにもこの後出て くると思うんですが、それはまた伺うとして、一般の人が使うのは少なくて、15万円 ほどというのは、使用料、手数料の値段の多い少ないだけではなくて、使われ方がどう なのかということで、15万円しか万葉ホールは利用されていないということでは、稼 働を上げるのは一般優先、特に平日ということは、行政が押さえていたのを譲って一般 優先にするということなんですか。
- ○辻本総務財政課長 行政側が優先的に予約を取って、その隙間を一般の方が後日予約するというようなことでございますが、当然ちょっと使用の形態を考えますと一般の方といいましても、何とか教室とかいうことで、定期的にされている場合が多いようでございまして、そういった場合、例えばたまたま今月は月曜日が空いていたけれども、というような非常に予定の立てにくいような状況になっておりますので、そこは行政側の使用のほうをちょっと調整していただきまして、一般の方にその枠を確保しておくということで、一般の方も予定が立てやすくなるというようなことで思っております。
- ○西田委員 今言われたことは、ちょっとコロナということもあったでしょう。それから 建て替えもしているから、役場のほうも会議室が足らないし、本当に公民館の人数制限 は厳しくて、20人しかあかんというたら21人になったら、21人目は帰ってくださ いというぐらいに人数制限がある中で、仕方ないからちょっとでもたくさんで万葉ホー ルでやろうと思ったらそういうことになっています。それを変えていくと言いますが、 生涯学習施設が建つまではちょっとしんどいのと違うかなと思うので、譲りますよとい っても会議はせなあかんので、そこは理解してもらって、しばらくの間はご協力くださ

いと言わなあかんのかなと思いますので、ごめんなさい。それで解決しなかったらいけないと思いますから、気をつけていただけたらと思います。

それと、料金表の、確かに私たちもよく借りて万葉ホールでいろいろやっていて、一つひとつ掛け算をして、30円掛ける何百とかいうのはちょっと面倒くさかったし、ここに全部使ったら6千円でしたっけ。これ足す施設の使用料というたら、いつも借りているよりかはちょっと多いかなですが、そんな金額かなと思うんですけれども、ちょっと思うのが4番の備品等、これが一くくりになったではないですか。コロナの中でヨガ教室が向こうでできなかったからこっちに来たみたいなのが当初にあったと思うんですけれども、ヨガだったら、マットを持ってきて何も要らない。だけどそこに座れなかったら椅子でもいいですよみたいな体操の仕方もしていたら、何も演台も要らないし、何も要らないけど、椅子はその人の分3脚でも1千円取るんですか。

- ○辻本総務財政課長 今ご質問をいただいたような極端な例につきましては、使用者と相談させていただいて、今、委員がおっしゃったような例えば椅子3脚しか使わないんですけどといったようなことに関しましては、確かにここの改正案で上げています一式1 千円という使用料を取るのはいかがなものかというのは確かにございますので、そこは柔軟に対応してまいりたいと考えています。
- ○西田委員 大体施設で会議室という感じの貸し借りというときは、本当に施設の部屋を借りたら全部ぶっ込みで入っているというのが主だと思うんです。万葉ホールは全部ものをどけているから一個一個出すことに対してこういうお金がついてくるのだと思うんですが、演台かて花台かてもうそこにあるではないですか。椅子はちょっと机を置くから出しておかなあきませんけど、椅子も横に置いているではないですか。違ったといえば、備品を使ってもきっと全部かっさらって、全部出して全部使ってということもないので、備品ぐらいもう施設に付属しているもので、きっと1個や2個、全部使わないと思うから、そういうそこから外すということは検討されませんでしたか。
- ○辻本総務財政課長 備品と申しましても、基本的には耐用年数というものがございまして、当然古くなれば新しいものに取り替える必要がございます。そういった場合の取り替える際の費用、こういったものをどう考えるかということなんですけれども、例えばその費用も含めて基本的な使用料に乗っけるという考え方ももちろんございますが、本町の場合は当初から備品は分けて、こういった使った分は使った分だけというような考え方で分けて設定されておりましたので、今回につきましては、先ほど申し上げたよう

な使用料体系を変えるというところまでは検討しておりません。

- ○西田委員 ケース・バイ・ケースで3脚でねというような話があるではないですか。それはでも申込みの一覧を見たときには分からないと思うので、そこはちょっとどこかに書いてもらうとか、そういうのを出してきて、きっとそうでしょう。午前中に使って平日だったらホールで1千500円払って備品を使って1千円で2千500円払いますといったときに、一言そっちから言ってくれるの。それとも住民さんから、使うから1千円ですけど、こんなにたくさんは使わないと言われたら、演台が1個あったらいいわみたいなことを言われたときに初めて、いやあもう1千円はいいですわと言うの。
- ○辻本総務財政課長 そういった細かいことにつきましては、個別に丁寧にご相談に乗らせていただきますし、実際に今もご相談に乗らせていただいております。大体どういった目的でご使用になられるかというのは、申込書のほうに記載していただきますので、そういったところで、例えばうちのほうから声をかけるとかいうことも当然ございますし、逆にご相談いただければというところもございますので、そこはちょっと黙ってだましてお金を取るとかいうような考えは全くございませんので、そこは住民さん目線で運用のほうをしてまいりたいと思います。
- ○西田委員 ありがとうございます。それはちょっと担当される方にぜひしていただけた らと思いますので、よろしくお願いします。
- ○山田委員長 ほかにございませんか。
- ○辻本(博)委員 ちょっと例でお聞きしたいんですけれども、夜間使用料で午後5時から10時、それと付属設備一式等の改正されるんですけれども、それで大体約30人ぐらいお借りさせていただいたら、今の費用よりも安くなるんですか、高くなるんですか、どうでしょうか。
- ○辻本総務財政課長 使用料が高くなるか安くなるかというご質問につきましては、今ご 質問をいただいたような条件ですと、付属設備、備品のほうをどういったものを使用さ れるかによるんですが、恐らく高くなることはない。逆に安くなる可能性が高いのでは ないかと考えます。

30人というところで申し上げますと、今まで椅子30脚、これでもう900円ですかね、あとテーブルを何脚か使っていただいたらもう1千円を超えます。そこで今回の見直し、備品一式で椅子、机を何台使っていただいても1千円というところを考えますと、基本的な使用料のほうは変わっておりませんので、備品の分だけ現状よりは安くご

使用いただけるのではないかと考えております。

- ○辻本(博)委員 ありがとうございました。
- ○山田委員長 ほかにございませんか。
- ○村井委員 最後に、これは聞くのが恒例になっているんですけれども、この使用料に関 してはキャッシュレス化の導入というのは考えていないんですか。
- ○辻本総務財政課長 世の中はキャッシュレス化が進んでおりますので、使用者の利便性を考えますと、当然キャッシュレス化の対応というのも今後必要になってこようかと思いますが、現状、万葉ホールにつきましては、使用状況を考えますと、先ほどちょっと申し上げたような決算額でございますけれども、キャッシュレス化のシステム等を投資するだけの使用料収入を見込めませんので、そこは利便性とのバランスが必要でございますが、現状におきましては、喫緊の課題というふうには捉えておりません。

ただ、将来的には万葉ホール以外も全て含めまして、キャッシュレス化というのはで きるところからしていく必要があるのかなというふうには、個人的には思っております。

- ○山田委員長 ほかにございませんか。
- ○西田委員 ごめんなさい、後でと言いましたけど、どこが取りまとめているのかだけ教 えていただけますか。全庁的に使用料、手数料を見直したというのは、総務財政課が取 りまとめているのかな。そういうことをとっくにしているような自治体では、受益者負 担の基本的な考え方がみんなに通じるように、これは好きではありませんけれども、1 つの指針を持っているところもあるんですけれども、この見直しでそういうのを通す担 当部課はどこになるんですか。
- ○辻本総務財政課長 今回の使用料、手数料見直し作業につきましては、全庁にまたがる ものになってまいりましたので、総務財政課、旧の財政課のほうで、一応、見直しに当 たっての指針的な考えをまとめたものを、全庁に周知しまして、そこから必要なところ ということで、年度当初より検討してまいりました。

ですので、取りまとめとしましては、今回は総務財政課のほうで対応してまいりました。

○山田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。討論に入ります。

討論ございませんか。

○西田委員 議案第36号、太子町立万葉ホール条例中改正の件について、意見をつけて 賛成の討論を行います。

今回の万葉ホールの使用料は、町外利用者の設定を変えるだけで町民の負担は変わり はありません。町内で税金を納めている人と納めていない人というような住民を分断す るような受益者負担の原則は、おっしゃいませんでした。備品使用料はこれまでも細か 過ぎる問題があり、整理されたことは評価できます。

しかし、4番の備品等で集められた備品の使用料が必要でしょうか。体育館のように本来椅子や机がない場所に持ち込むのでしたら、まだ使用料が要るのは分かりますけれども、万葉ホールは椅子や数台の机、演台などはホールにもう置かれたままです。市民会館などの会議などで利用する施設の大半は施設使用料に含まれています。2、3脚の椅子を使ったからといって目くじらをたてて1千円払えとは言わないとおっしゃっておられましたので、弾力運用でカバーしていただくのでもいいんですけれども、4番の備品等については、なしにするなど検討していただきますよう要望いたしまして、意見をつけて賛成の討論とします。

○山田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第36号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第36号、太子町立万葉ホール条例 中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第37号、職員の服務の宣誓に関する条例中改正の件、これを議題といた します。

本件について説明を求めます。

○東條秘書政策課長 それでは、議案第37号、職員の服務の宣誓に関する条例中改正の 件についてご説明申し上げます。

本改正は、行政手続きの簡素化とデジタル化の推進の実現に向け、押印原則の見直しが進められる中、法令に基づく申請書などの押印を省略できるものについて、押印不要

にするために行うものでございます。

恐れ入ります。議案書の3枚目、新旧対照表をお開き願います。

こちらに記載しております別記様式宣誓書の中の印を指定削除するものとなってございます。この改正によりまして、新たに職員となった者が署名を行う宣誓書への押印が不要となります。

恐れ入ります。1枚戻っていただきまして、議案書の2枚目をお開き願います。 附則でございます。この条例は公布の日から施行することとするものでございます。 以上、議案第37号の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご議 決賜りますようお願い申し上げます。

○山田委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

- ○西田委員 もうないのでしょうか。この2条例以外にも今後廃止、この次もありますから、廃止を予定しているのがあるのかと、先ほどもそうですけど、いついつまでにしなければならないではないんですか。この間河南町や千早赤阪村の議員と話をしていたのだけど、うちはそんなのは出ていないみたいなとかがあったりするので、ぱらぱらと出てきてもいいということですか。
- ○辻本総務財政課長 押印の省略、廃止につきましては、昨年度より国のほうからアナウンスがございまして、早急にといったようなところで改正のほうを進めてまいりました。 議員がおっしゃっているように、いつまでにしろとかいう具体の期日を設けられているわけではないんですけれども、今回太子町におきましては、今年度中にということを目途に作業のほうを進めてまいりました。

まだほかに出てくるものがないかというところですけれども、また次の案件でご説明申し上げる予定でしたが、条例につきましては今回上程させていただいております2件のみとなっております。あと例規、規則、要項、規定等々がございますが、そちらにつきましては各課でそれぞれ順次年内に改正してくださいということで、作業を進めておるところでございますが、年が明けてちょっと改正が漏れておったといったようなことは可能性としてはございます。

○西田委員 私は判こを押す仕事ができたんですけれども、選挙管理委員会の選挙で当選 された方、決まった方、あの人に書いてもらう書類も、まだ印とついていたんですけど、 そういうのも外していく対象になるのか、そういう委嘱というか、やってもらうことに 対しては判こは残っていくんですか。

- ○辻本総務財政課長 原則廃止という方向で進めておりますが、個別の理由があって、ちょっと廃止できないというようなケースも、少ないとは思いますけれどもないことはないので、その辺りはそこで担当されている原課のほうの判断ということになりますが、原則は廃止という方向で進めております。
- ○山田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。 お諮りいたします。

議案第37号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第37号、職員の服務の宣誓に関する条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第38号、太子町固定資産評価審査委員会条例中改正の件、これを議題と いたします。

本件について説明を求めます。

○辻本総務財政課長 議案第38号、太子町固定資産評価審査委員会条例中改正の件につきましてご説明申し上げます。

本改正は、行政手続きの簡素化とデジタル化推進の実現に向け、押印原則の見直しが進められる中、法令に基づく申請書などの押印を省略できるものについて、押印不要とするために行うものです。

資料3頁目、新旧対照表のほうをお願いいたします。

条例第4条中、押印の記述がある第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項に、更に第7条第3項中の押印、第8条第5項中、提出者がこれに署名、押印し、並びに同条第8項中の押印、第9条第2項及び第12条第2項中の押印を、それぞれ削る

ものとします。

これらの改正により、固定資産の価格に関する不服審査の手続き等を規定する本条例について、審査申出人が提出する審査申出書や口頭審理の際の口述書への押印が不要となります。

この条例は公布の日から施行するものです。

以上、議案第38号の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご議 決賜りますようお願い申し上げます。

○山田委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

- ○建石委員 ちょっと確認なんですが、申し訳ない。新旧対照表の中で第8条の5、新の ほうに署名という、提出者がこれに署名という文言がないのは、これは構わないんです か。
- ○辻本総務財政課長 署名のほうが、新のほうでないというのがこれでいいのかという質問だと思うんですけれども、こちらにつきましては様式等を確認した結果、署名のほうを削除して構わないというような判断で、今回削っております。
- ○山田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第38号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第38号、太子町固定資産評価審査 委員会条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第41号、太子町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例中改正の件、 これを議題といたします。 本件について説明を求めます。

○木下環境農林課長 議案第41号、太子町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例 中改正の件につきましてご説明申し上げます。

初めに、改正に至りました経緯についてご説明申し上げます。

太子町のし尿くみ取り手数料は、平成19年に改正して以降、15年間にわたり金額を据え置いてきました。その間の人件費や燃料費等の高騰、し尿収集世帯の減少などを受け、処理委託費が値上げされました。利用者から頂いている手数料と太子町が委託業者に支払う処理委託費で乖離が生じており、その差額分について手数料の値上げをお願いすべく、本条例の一部を改正するものでございます。

1頁めくっていただいた新旧対照表に戻ってもらって、ご説明させていただきます。 新旧対照表、別表第1、第18条、第19条関係、一般廃棄物処理手数料、し尿の表中、人員により算定するものの手数料について、1人1月500円を620円に、無臭トイレを使用している場合は、人員により算定した額に1世帯の加算額の手数料について、1世帯1回当たり310円を380円に、上下等2か所の便槽を使用している場合は、人員により算定した額に1か所当たりの加算額、1世帯1回当たり310円を380円に改正を行うものでございます。

1頁戻っていただきまして、改文の一番下に記載しております附則でございます。本 条例は令和4年4月1日から施行するとしております。

以上、議案第41号の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご議 決賜りますようお願い申し上げます。

○山田委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

- ○西田委員 もう業者さんは公表しているので、藤野興業さんなんですけれども、この藤野興業さんに処理をお願いしている自治体は、近隣ではどこがあるのでしょうか。
- ○木下環境農林課長 太子町が処理委託を行っている藤野興業株式会社に対して同様に業務委託をしているのは、富田林市、河南町、千早赤阪村となっております。処理委託料については、太子町、河南町、千早赤阪村が同額となってございます。

以上です。

○西田委員 同額かもしれないんですけれども、河南町はもう既にやったと言ってはって、

太子町はやっぱりこれだけ上がるのかというように大分抵抗したように聞いているとか 言うてはったのだけれども、時期はちょっとずれていますけれども、金額はそろえたと いうことですか。千早赤阪村はちょっと上がったとは聞いていないので。

○木下環境農林課長 藤野興業株式会社さんにお支払いしている委託料の改定につきましては、今年度の4月に同様に3町村が上がってございます。それに対しまして、手数料の値上げにつきましては、河南町が今年度値上げしまして、太子町は今議会でご提案させていただいておるところでございます。

以上です。

- ○西田委員 なので、河南町と千早赤阪村が一緒と言ったけど、富田林市とはちょっと料金は違うんですか。
- ○木下環境農林課長 富田林市とは差額がございまして、富田林市のほうが若干高いと聞いてございます。

以上です。

- ○西田委員 残っている世帯も少なくなっているんですが、下水に接続していただこうということで、ごめんなさい、その数字を持ってはるのでしたら水洗化率はどれぐらいになっていて、だから今回、値上げのところに当たる、し尿処理をお願いしているのが何件何人とか、その辺りも畑や葉室のように下水が通っていないから申し訳ございませんというところが助成ありとなっていると思うんですが、そういう細かい区分、世帯、人数とかが分かったら教えてください。
- ○木下環境農林課長 水洗化率のお話をいただいたんですけれども、太子町内において公共下水道を使える区域にお住まいの世帯数で言いますと、令和3年4月1日の数でいきますと4千560世帯、そのうち約9割の89.8%だったと思うんですが、すいません、手元に資料がないんですけれども、約9割が水洗化されております。そのほかでいきますと、今回対象となりますくみ取りの世帯数でいきますと、118世帯、198人となってございます。そのうち助成対象は57世帯、102人となってございます。以上です。
- ○西田委員 助成対象はつなぎたくてもつなげない場所なのでというのは分かるんですが、 118世帯から57世帯を引いたところが供用されているけれどもつないでいないとい うことだと思うんです。接続しない、できない理由は何でしょうか。
- ○木下環境農林課長 全てのご家庭にご事情を確認したわけではございませんけれども、

公共下水道接続に当たってお願いに行った際によく言われるのが費用的なものであったり、建て替えと、あと開発等で改造費用がかさむというそういった経済的な事情ですぐできないという理由が大きな要因かと考えております。 以上です。

- ○西田委員 お話もそういう詳しく聞ける方を見たら、やっぱり大変だろうなと、担当の 人も思っていらっしゃるんですか。そこへつなげと言うのは大変だなと思っていますか。
- ○木下環境農林課長 つながれていないご家庭というのは高齢世帯であったりとか、お屋敷が非常に広くて奥にトイレがあるとか、改造が非常に困難なご自宅が多いのかなと。 先ほど申しましたとおり、水洗化率が90%近くなっておりますので、残っておられるご家庭というのは非常に苦しい世帯が多いのかなと感じてございます。

以上です。

- ○西田委員 ありがとうございます。本当に小さな町だから、一人ひとりが見えていると思うんです。90%近くまで行ったということで、あとの10%にも努力してくれている中での今の課長のお話だったと思うんですけど、これは15年振り、15年間据え置いていたというのもある意味すごいなと思うんですが、15年振りの値上げといえども、やはり値上げ幅としたら大きいと思うんです。今は中々高齢世帯でしんどいだろうなという人たちの生活には直結して、影響すると思われるんです。払える人は何でもですけど払ってもらえばいいのだけれども、払うのがしんどい人がいるのではないかなと思うのだったら、つなげないから助成というのもありますけれども、ひとり暮らしの高齢者で年金も大変で生活が苦しい人に対して、減免制度はあるのかな。ないのだったら設ける予定とかないですか。
- ○木下環境農林課長 公共下水道接続に対する改造の助成制度は太子町の水洗便所改造資金助成規則に書いてございますが、これにつきましては供用開始後3年以内に接続となっておりますので、今のところ委員のおっしゃられるような助成制度はございません。
- ○西田委員 し尿処理に対しても、本当にもらうものはもらわないとあかんという見直しもしたのだろうけれども、やっぱりしんどい人はいろんな思いが上がっているので、窓口でこれは大変なんですという人が、こういうのがありますよと言えるような減免制度のほうを、使用料や手数料を見直すのであれば、そういうところにも目を向けていただきたいなと思います。

あと、災害時はこれも減免というか、あるんですか。水が入ったら量が増えます。そ

ういう制度は何かあるのでしょうか。

- ○木下環境農林課長 その助成制度はございません。
- ○西田委員 よその自治体では災害時に水が入って増えたら1か月1回だけ、そんなのでは住めないからその分を半額助成しますとか、そういう災害時用を持っているところもありますので、また研究してみてください。上げるだけでなくて、見直す中でいい制度を持っているところがあったらそこを取り入れてもらいたいなと思いますし、これだけ少なくなってきているから券でやっていくほうがいいのかどうか分かりませんけれども、口座振替でやっているところもあると聞きますし、いつまでこの券を、高齢者の方が、ほぼ役場とかと言っていましたけれども、役場に取りに来てというのもしんどくならないのかなと思いますので、先々のことも考えてちょっといろんな、だんだん減らしてくるところだと思うんですけれども、最後の1人までちゃんとできるように考えていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。
- ○山田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第41号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第41号、太子町廃棄物の減量化及 び適正処理等に関する条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

これにて委員会を閉会させていただきます。

本日はお疲れさまでした。

午前10時28分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

総務まちづくり常任委員長 山 田 強